

経済団体及び業界団体の代表者 殿

厚生労働省北海道労働局長  
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の  
一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布に伴う  
障害者雇用率の引上げ等について (周知依頼)

障害者雇用の促進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の障害者雇用につきましては、貴団体、各企業をはじめとする関係者の御尽力により、年々、障害者の雇用者数が増加するなど一層進展しております。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布により、令和 3 年 3 月 1 日から民間企業の障害者雇用率を 2.3% に引き上げることになりました。

つきましては、貴団体におかれまして今般の政令の公布に伴う障害者雇用率の引上げ等について、御承知いただくとともに、貴団体の機関誌等に当該内容を掲載していただくなど、会員に対する周知について、特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 改正の内容

障害者雇用率等及び基準雇用率については、平成 30 年 4 月 1 日から以下のとおりとなっているが、現行の経過措置により、当分の間括弧書きの率とされてきた。

- ・ 一般事業主の障害者雇用率 2.3% (2.2%)
- ・ 国及び地方公共団体の率 2.6% (2.5%)
- ※ 都道府県等の教育委員会の率にあつては 2.5% (2.4%)
- ・ 特殊法人の率 2.6% (2.5%)
- ・ 基準雇用率 2.3% (2.2%)

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令 (平成 29 年政令第 175 号) 附則第 3 項に規定する、上記の経過措置の廃止期限の到来に伴い、上記の経過措置に係る同令附則第 2 項から第 4 項までの規定を廃止すること。(改正政令本則関係)

2 施行期日

改正政令は、令和3年3月1日から施行する。

3 経過措置

令和2年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における、令和3年2月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乗じる基準雇用率については、なお従前の例によること。

(職業安定部職業対策課雇用対策係(障害) <Tel 011-738-1053>)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年三月一日から施行する。  
(経過措置)

2 令和二年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和三年二月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に基ける基準雇用率については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 菅 義偉

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三條第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四條第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)  
第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のように改める。

第二条中「百分の二・三」を「百分の二・六」に改め、同条ただし書中「百分の二・二」を「百分の二・五」に改める。

第九条中「百分の二」を「百分の二・三」に改める。

第十条の二第二項中「百分の二・三」を「百分の二・六」に改める。

第十八条中「百分の二」を「百分の二・三」に改める。

(身体障害者補助犬法施行令の一部改正)

第二条 身体障害者補助犬法施行令(平成十四年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五十人」を「四十三・五人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(この項及び附則第四項において「新障害者雇用促進法施行令」という。)第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、当分の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、同条ただし書中「百分の二・五」とあるのは「百分の二・四」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」とする。

3 前項の規定は、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日より前に、障害者の雇用の促進し、及び障害者の雇用の安定させ、廃止するものとする。

4 附則第二項の規定により読み替えて適用する新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定は、平成三十年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定について適用し、平成二十九年年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

5 第二条の規定による改正後の身体障害者補助犬法施行令第二条の適用については、当分の間、同条中「四十三・五人」とあるのは「四十五・五人」とする。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 晋三